

阪急電鉄工事負担金圧縮記帳事件

- 大阪地裁平成 14 年(ワ)第 3575 号、平成 15 年 10 月 15 日判決、金融・商事判例No. 1178
- 大阪高裁平成 15 年(ネ)第 3489 号、平成 16 年 4 月 27 日判決(確定)

■内容■ 圧縮記帳と公正処理基準〔商法、企業会計原則〕

阪急電鉄株式会社が、連続立体交差化事業に関して地方自治体から受け入れた工事負担金によって取得した固定資産につき、圧縮記帳をしなかったことに対し、圧縮記帳をしなかった会計処理は商法 32 条の「公正ナル会計慣行」に違反するものであり、また、圧縮記帳をしない損益計算書を作成することは、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反であるとして提訴された株主代表訴訟につき、当該取得した固定資産につき圧縮記帳をしなかったことは「公正ナル会計慣行」に違反するものではなく、また取締役が善管注意義務違反及び忠実義務違反は認められないとした事件

■事実関係

1. 事実関係

阪急電鉄株式会社(被告の補助参加人、以下「阪急」という。)は、昭和 54 年 1 月 23 日、大阪府との間で「阪急宝塚線(豊中市)連続立体交差化事業の基本協定締結に先行する事業の負担金に関する覚」を締結し、これに基づいて昭和 57 年又は昭和 58 年の 10 月から鉄道工事に着手し、平成 13 年 3 月全工事を完了した(以下、「本件事業」という)。阪急は本件事業に関して、工事負担金として合計 376 億円を受け入れた。

ところで、阪急は特別利益とし工事負担金等受入額 402 億 2,500 万円を特別損失として固定資産圧縮額 21 億 6,900 万円をそれぞれ計上した第 163 期(平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日まで)の損益計算書(以下、「本件損益計算書」という。)を作成した。阪急は、平成 13 年開催の取締役会において、本件損益計算書を承認する決議をした。被告ら(当時、阪急の代表取締役兼取締役又は取締役であった者 6 名)は、平成 13 年開催の第 163 期定時株主総会において、本件損益計算書の内容を報告した。阪急は、この株主総会で、当期未処分利益 130 億 6,800 万円について、2 億 2,000 万円を利益準備金として積み立て、21 億 7,800 万円(1 株当たり 2 円 50 銭)を利益配当する利益処分案を承認可決する決議をなした。

そこで、原告ら(当時、阪急の株主であった者 2 名)は、株主代表訴訟として、被告らが平成 13 年 3 月期において、工事負担金等受入額 402 億 2,500 万円のうち、376 億円を圧縮記帳しなかったことについて、被告らは主位的に、①商法(平成 13 年法律第 79 号によ

る改正前のもの。以下同じ。) 285 条^{*1} において準用する同法 34 条 2 号^{*2} 又は 32 条 2 項^{*3} に違反して、また、②上記工事負担等受入額について圧縮記帳すべき善管注意義務(商法 254 条 3 項^{*4}、民法 644 条^{*5}) 及び忠実義務(商法 254 条ノ 3^{*6}) を負っていたにもかかわらず、同義務に違反して、圧縮記帳をしない損益計算書を作成したことにより、阪急に利益配当額、中間配当額及び法人税等納付額の合計 92 億 1,443 万円の損害を与えたと主張し、それぞれ商法 266 条(取締役の会社に対する弁済又は損害賠償責任) 1 項 5 号、2 項に基づき、上記損害のうち 50 億円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を賠償するように求めた。

なお、原告らは予備的に、(1)商法 290 条 1 項に違反して、21 億 7,800 万円の利益配当を行ったと主張し、商法 266 条 1 項 1 号、2 項に基づき、同額の配当額及びこれに対する訴状到達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を、(2)商法 293 条ノ 5 第 4 項に違反して、21 億 7,800 万円の中間配当を行ったと主張して、同条 5 項に基づき、同額の中間配当額及びこれに対する訴状到達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を、それぞれ阪急に賠償するように求めた。

判決の要旨 (第 1 審)

一. 争点 1・・・本件損益計算書の内容が商法 34 条 2 号の固定資産の取得原価規定に違反するかどうか

争点 1 について判決では、次のとおり判示した。「企業会計原則は、有形固定資産については取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって計上することを原則としつつ、取得原価から国庫補助金、工事負担金等に相当する金額を控除した金額をもって計上すること(圧縮記帳)もできるものとしているのであり、有形固定資産について圧縮記帳をしなければならないと定めているものではないと認められる。以上のように解することは、そもそも、圧縮記帳が、国庫補助金、工事負担金等は本来一種の益金であるが、それを直ちに課税の対象とすると、国庫補助金、工事負担金を交付した目的を達成することができなくなることから法人税法上政策的に認められた課税繰延べの技術であることから相当であるといえる。

*1 旧商法 285 条〔資産評価の特則〕

会社ノ会計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ第 34 条第 2 号ノ外第 285 条ノ 2 及第 285 条ノ 4 乃至第 285 条ノ 7 ノ規定ヲ適用ス

*2 商法 34 条〔財産評価の原則〕 会計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ従フ

二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

*3 商法 32 条〔包括規定〕

二 商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ

*4 商法 254 〔選任〕

三 会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フ

*5 民法 644 条〔受任者の善管義務〕 受任者ハ委任ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

*6 商法 254 条ノ 3 (取締役ノ忠実義務) 取締役ハ法令及定款ノ定並ニ総会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

したがって、圧縮記帳をしていない本件損益計算書を作成した行為も企業会計原則に違反したものと認められない。そして、その他に本件損益計算書を作成した行為が「公正ナル会計慣行」に違反したものと認めるに足りる特段の事情は認められない。

そうすると、圧縮記帳をせずに本件資産を取得するに際し支払った対価を取得価額として本件損益計算書を作成した行為は、商法 285 条において準用する同法 34 条 2 号に違反するものと認められない。」

二. 争点 2・・・工事負担金につき圧縮記帳をしないことが商法 32 条 2 項の公正処理基準に違反するかどうか

争点 2 については、原告の主張を次のとおり否定した。「原告らは、国庫補助金と工事負担金とは性格が異なり、企業会計原則注解の 24 の『できる』という文言^{*1} は、国庫補助金のことをいったものと解するほかないと主張するが、企業会計原則中に国庫補助金と工事負担金を区別した規定はなく、同注解をそのように解することはできない。・・・さらに原告らは、日本公認会計士協会の報告や、補助参加人（筆者注：阪急のこと）のこれまでの会計処理、他の主要電鉄会社の会計処理を根拠に、圧縮記帳をしないことが一般に行われている会計慣行に反する旨主張するが、これらの事情をもって、直ちに、圧縮記帳をしないことが「公正ナル会計慣行」に違反しているとは認められない。」

次に継続性の原則については、次のとおり判示した。「株式会社は、本来、『公正ナル会計慣行』に違反しない限り、複数の会計処理の原則及び手続のうちのいずれかを選択することができること、及び昭和 56 年の商法改正によって、監査報告書の記載事項に「貸借対照表又ハ損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ及其理由」（283 条ノ 3 第 2 項 5 号）が加えられたにもかかわらず、継続性の原則が明示的に規定されなかったことを考慮すると、「公正ナル会計慣行」に違反しない従来の会計処理の原則及び手続を「公正ナル会計慣行」に違反しない別の会計処理の原則及び手続に変更することそれ自体は、仮に、それが企業会計原則上の継続性の原則に違反する場合であっても、直ちに「公正ナル会計慣行」に違反するものと解すべきではなく、当該変更が利益操作や粉飾決算を意図しているとか、会社の財産及び損益の状況の公正な判断を妨げるおそれがある場合に限り、「公正ナル会計慣行」に違反するものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件では従来工事負担金によって取得した固定資産については圧縮記帳をしていたものであるところ、本件損益計算書の作成に当たっては、一

*1 企業会計原則注解〔注 24〕国庫補助金等によって取得した資産について（貸借対照表原則五の D の 1 項及び F）

「国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。」

この場合においては、貸借対照表の表示は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載する方法

(2) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金等の金額を注記する方法」

部圧縮記帳をしないというように会計処理を変更したものであるが、それが利益操作や粉飾決算を意図しているとは認められない。また、圧縮記帳が前判示のとおり、法人税法上政策的に認められた課税繰延べの技術であることからすると、固定資産圧縮損を計上せず、本件資産の帳簿価額を減額しなかったからといって、会社の財産及び損益の状況の公正な判断を妨げるおそれがあるとも認められない。したがって、継続性の原則の見地からも、本件損益計算書の作成が「公正ナル会計慣行」に違反したものであるとは認められない。」

※ なお、第2審も「工事負担金について圧縮記帳をしないことも会計処理上は公正な会計慣行に反するものではなく、圧縮記帳をしなかったことをもって会社に対する取締役の善管注意義務や忠実義務に違反するということとはできない。」として、控訴人らの請求を棄却した原判決を支持し、控訴を棄却した。